

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

組織及び機構の変更等に伴う関係規則の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (2) 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (3) 岩見沢市事案決裁規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (4) 岩見沢市職員の退職管理に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (5) 職務の級に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (6) 管理職手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (7) 特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (8) 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (9) 岩見沢市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (10) 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (11) 岩見沢市水道事業等管理規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市規則第 18 号

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する

令和 6 年 3 月 29 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市事務分掌条例施行規則(昭和 53 年規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「主幹」を「主幹、参事」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 参事は、課長等を補佐し、課等の事務を遂行する。

別表第 1 総務部秘書課の項を次のように改める。

秘書課	秘書係
広報室	広報係

別表第 1 健康福祉部健康づくり推進課の項を次のように改める。

健康づくり推進課	健康経営係、健康支援係
----------	-------------

別表第 1 健康福祉部健康づくり推進課の項の次に次のように加える。

こども未来課	こども福祉係、保育幼稚園係、ふれあい子どもセンター
こども家庭センター	こども・子育て応援係

別表第 1 市民環境部医療年金課の項を次のように改める。

保険年金課	国保係、保険料収納係、医療年金係
-------	------------------

別表第1 水道部業務課の項を次のように改める。

業務課	管理係、財務経理係
-----	-----------

別表第2 総務部秘書課の項を次のように改める。

秘書課	秘書係	(1) 交際及び儀式典礼に関する こと。 (2) 表彰、褒賞その他栄典に関する こと。 (3) 市長会に関する こと。 (4) 庁議等に関する こと。 (5) 乗用自動車の使用に関する こと。 (6) 市政地区懇談会に関する こと。 (7) 東京事務所との連絡調整に関する こと。
	広報室	(1) 市政一般の周知及び宣伝に関する こと。 (2) 広報等刊行物の編集発行に関する こと。 (3) 報道関係機関との連絡調整に関する こと。 (4) 市公式ホームページの管理運営 に関する こと。

別表第2 企画財政部税務課管理係の項第3号及び第6号中「グループ」を「係」に改める。

別表第2 企画財政部税務課市民税係の項第1号を次のように改める

- (1) 市民税、道民税及び森林環境税の賦課に関する
こと。

別表第2 企画財政部税務課資産税係の項第1号を次のように改める。

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する
こと。

別表第2 健康福祉部高齢介護課介護保険係の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 介護保険料の徴収及び整理に関する
こと。
(6) 介護保険料の滞納処分の執行に関する
こと。

別表第2 健康福祉部健康づくり推進課の項中「総務管理係」を「健康経営係」に、「健康指導係」を「健康支援係」に改める。

別表第2 健康づくり推進課健康支援係の項中第4号を削り、第5号を第

4号とし、第6号から第8号までを削る。

別表第2健康福祉部健康づくり推進課の項の次に次のように加える。

こども未来課	こども福祉係	(1) 子どもの医療費の助成に関する事 こと。 (2) ひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事 こと。 (3) 養育医療の給付に関する事 こと。
	保育幼稚園係	(1) 幼稚園に関する事 こと。 (2) 市立へき地保育所に関する事 こと。 (3) 保育所の入所及び退所に関する事 こと。 (4) 幼稚園使用料及び保育所費の賦課徴収に関する事 こと。 (5) 幼稚園就園奨励事業に関する事 こと。 (6) 関係機関、団体との連絡調整に関する事 こと。 (7) その他所管に関する事 こと。
	ふれあい子どもセンター	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する児童の保育及び幼児教育を行う事 こと。
こども家庭センター		(1) 子育て支援センターに関する事 こと。 (2) 子ども発達支援事業に関する事 こと。 (3) つどいの広場に関する事 こと。 (4) 幼児ことばの教室に関する事 こと。 (5) 訪問指導に関する事 こと。 (6) 母子保健事業に関する事 こと。 (7) 関係機関、団体との連絡調整に関する事 こと。 (8) 障害児通所支援費支給事業に関する事 こと。 (9) 障がい児、医療的ケア児に関する事 こと。
	こども・子育て応援係	(1) 子育て支援体制の整備に関する事 こと。 (2) 子育て支援センターに関する事 こと。 (3) 児童厚生施設に関する事 こと。 (4) 児童館使用料の調定及び収入に関する事 こと。 (5) 留守家庭児童に関する事 こと。 (6) 関係機関、団体との連絡調整に関する事 こと。 (7) 子育て施設の建築に関する事 こと。 (8) その他所管に関する事 こと。

別表第2市民環境部医療年金課の項中「医療年金課」を「保険年金課」に改める。

別表第2市民環境部保険年金課医療助成係の項を削る。

別表第2市民環境部保険年金課保険料収納係の項中第5号及び第6号

を削る。

別表第2 市民環境部保険年金課年金係の項を次のように改める。

医療年金係	(1) 後期高齢者医療制度の各種調査及び報告に関すること。 (2) 後期高齢者医療保険の資格に関すること。 (3) 後期高齢者医療保険の保険給付に関すること。 (4) 後期高齢者医療保険の保健事業に関すること。 (5) 後期高齢者医療保険料の賦課及び調定に関すること。 (6) 重度心身障害者医療費の助成に関すること。 (7) 国民年金制度の普及に関すること。 (8) 国民年金被保険者の資格の得喪及び異動に関すること。 (9) 国民年金の給付に関すること。 (10) 国民年金保険料の免除及び納付特例に関すること。
-------	---

別表第2 経済部企業立地推進室の項第4号中「工業」を「工場」に改める。

(岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第2条 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則(平成19年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

健康づくり 推進課	健康づくり 推進課長	〃	〃
福祉課	福祉課長		〃
高齢介護課	高齢介護課 長		〃
保護課	保護課長		〃

」

を

「

健康づくり 推進課	健康づくり 推進課長	〃	〃
福祉課	福祉課長		〃

高 齢 介 護 課	高 齢 介 護 課 長		〃
こ ども 未 来 課	こ ども 未 来 課 長		〃
保 護 課	保 護 課 長		〃

」

に、

「

医 療 年 金 課	医 療 年 金 課 長		〃
-----------	----------------	--	---

」

を

「

保 険 年 金 課	保 険 年 金 課 長		〃
-----------	----------------	--	---

」

に、

「

学 校 教 育 課	学 校 教 育 課 長	〃	担 当 係 員 及 び 小 中 学 校 長 又 は そ の 他 の 職 員
学 校 給 食 課	学 校 給 食 課 長		担 当 係 員 及 び 小 中 学 校 長
子 ども 課	子 ども 課 長		担 当 係 員
緑 陵 高 等 学 校	緑 陵 高 等 学 校 事 務 長		〃

」

を

「

学校教育課	学校教育課 長	〃	担当係員及び 小中学校長又 はその他の職 員
学校給食課	学校給食課 長		担当係員及び 小中学校長
緑陵高等学 校	緑陵高等学 校事務長		担当係員

」

に改める。

別表第2中

「

健康づくり 推進課	健康づくり 推進課長	〃	〃
福祉課	福祉課長		〃
高齢介護課	高齢介護課 長		〃
保護課	保護課長		〃

」

を

「

健康づくり 推進課	健康づくり 推進課長	〃	〃
福祉課	福祉課長		〃
高齢介護課	高齢介護課 長		〃
こども未来 課	こども未来 課長		〃

保護課	保護課長		〃
-----	------	--	---

」

に、

「

医療年金課	医療年金課長		〃
-------	--------	--	---

」

を

「

保険年金課	保険年金課長		〃
-------	--------	--	---

」

に、

「

学校教育課	学校教育課長	〃	〃
指導室	指導室長		〃
学校給食課	学校給食課長		〃
子ども課	子ども課長		〃
小中学校	小中学校長		小中学校教頭
緑陵高等学校	緑陵高等学校事務長		担当係員

」

を

「

学校教育課	学校教育課長	〃	〃
指導室	指導室長		〃

学校給食課	学校給食課 長		〃
小中学校	小中学校長		小中学校教頭
緑陵高等学校	緑陵高等学校 校事務長		担当係員

」

に改める。

（岩見沢市事案決裁規則の一部改正）

第3条 岩見沢市事案決裁規則（平成12年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第2個別決裁事案4健康福祉部福祉課中第3号を次のように改める。

(3) 障がい者自立支援給付費等を支出すること。 (障がい児を除く)	○		
---------------------------------------	---	--	--

別表第2個別決裁事案4健康福祉部福祉課中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とする。

別表第2個別決裁事案4健康福祉部健康づくり推進課中第2号を削り、第3号を第2号とし、同課第4号中「各種健診」を「各種健康診査」に改め、同号を同課第3号とする。

別表第2個別決裁事案4健康福祉部健康づくり推進課の次に次のように加える。

こども未来課			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 障がい者自立支援給付費等を支出すること。 (障がい児に限る。)	○		
(2) こども・子育ての相談・支援に関すること。	○		
(3) こども・子育ての家庭訪問に関すること	○		

(4) 乳幼児健康診査に關すること。		○	
(5) 入院助産措置費を支出すること。	○		
(6) 児童扶養手当を支出すること。		○	
(7) 母子、父子及び寡婦福祉資金その他の資金の貸付に關すること。	○		
(8) 児童手当、特別障害者手当等を支出すること。		○	
(9) 養育医療費の支給及び徴収金の決定に關すること	○		
(10) 岩見沢市福祉医療費助成に關する条例（昭和48年条例第40号）に規定する子ども及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費等（以下、本項において「医療費」という。）の受給者の資格得喪等に關すること。	○		
(11) 医療費の不正受給について調査し、返還させること。		○	
(12) 医療費の審査支払手数料及び請求事務取扱手数料に關すること。	○		
(13) 医療費の支給に關すること。	○		

別表第2個別決裁事案5 市民環境部医療年金課中「医療年金課」を「保険年金課」に改める。

別表第2個別決裁事案5 市民環境部保険年金課第11号中「福祉医療費等」を「岩見沢市福祉医療費助成に關する条例に規定する重度心身障害者に対する医療費等」に改める。

（岩見沢市職員の退職管理に關する規則の一部改正）

第4条 岩見沢市職員の退職管理に關する規則（平成28年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

室長
主幹
参事

」

を

「

室長
主幹
統括支援員
参事

」

に改める。

（職務の級に関する規則の一部改正）

第5条 職務の級に関する規則（昭和36年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項を次のように改める。

5 級	課長 室長 参事 議会事務局次長 東京事務所長 地域包 括支援センター長 こども家庭センター長 統括支援員 支 所長 主幹 局長 図書館長 事務長の職務
-----	--

（管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 管理職手当の支給に関する規則（昭和28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

室長	30,000円
主幹	30,000円

」

を

「

室長	30,000円
主幹	30,000円
統括支援員	30,000円

」

に改める。

(特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域包括支援センター長」の次に「、こども家庭センター長、統括支援員」を加える。

(岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第8条 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則（昭和26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子ども未来課 こども福祉係、こども家庭センター

第5条第1号ウを削り、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども未来課

ア こども福祉係

(ア) 児童福祉、母子及び父子並びに寡婦福祉等に関すること。

(イ) 児童手当等、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(ウ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の措置等（子育て支援事業及び保育の利用に関するものを除く。）に関すること。

イ こども家庭センター

(ア) 障がい児福祉に関すること。

(岩見沢市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第9条 岩見沢市青少年問題協議会条例施行規則（昭和31年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「子ども課」を「生涯学習推進課」に改める。

(岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正)

第10条 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則（昭和48年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（委任する事項）

第 2 条 市長は、次に掲げる事務を岩見沢市教育委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

- (1) 予算で定める補助金等の指令交付及び決定事務
- (2) 委員会の管理に属する施設の使用料等の徴収及び減免に関する
こと。
- (3) 委員会の管理に属する施設の目的外使用の使用料の額の決定、徴
収及び減免に関すること。
- (4) 次に掲げる施設の管理運営並びに使用料等の徴収及び減免に関す
ること。

ア 岩見沢市都市公園条例（昭和 3 6 年条例第 1 9 号）第 1 3 条第 1
項（別表第 6 及び別表第 7 のあやめ公園パークゴルフ場、幾春別川
リバーパークパークゴルフ場、玉泉館跡地公園茶室及びひょうたん
沼交流広場公園を除く。）に定める有料公園施設

イ 岩見沢スポーツセンター

ウ 岩見沢市総合体育館

エ 岩見沢郷土科学館

オ 岩見沢市野球場

カ いわみざわ公園野外音楽堂

キ 岩見沢市民会館

ク 岩見沢市農山村地域公園条例（平成 1 7 年条例第 8 0 号）第 1 2
条（別表第 5 の土里夢公園パークゴルフ場に限り。）に定める有料
公園施設

ケ 岩見沢市北村多目的体育館

コ 岩見沢市北村ゲートボール場

サ 岩見沢市栗沢スポーツ公園

シ 岩見沢市北村学習交流館

ス 岩見沢市北村環境改善センター

セ 岩見沢市北村トレーニングセンター

ソ 岩見沢市北村プール

タ 岩見沢市栗沢工芸館

チ 岩見沢市来夢 2 1（図書館分館を除く。）

(5) 前号に掲げる施設の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。

(6) 空知教育研修センター組合との連絡調整に関すること。

(7) 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 8 号）に定める事務執行に関すること。

(8) 私立学校（幼稚園を除く。）に関すること。

（岩見沢市水道事業等管理規則の一部改正）

第 11 条 岩見沢市水道事業等管理規則（昭和 41 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 業務課 管理係、財務経理係

第 5 条業務課の項を次のように改める。

管理係

(1) 交際、儀式、表彰及びほう賞に関すること。

(2) 条例、規則、訓令等に関すること。

(3) 公印の管理に関すること。

(4) 広報及び渉外に関すること。

(5) 職員の任免、身分、給与、福利厚生、衛生管理及び研修に関すること。

(6) 部内の出張に関すること。

(7) 上下水道事業運営審議会に関すること。

(8) 桂沢水道企業団その他関係団体との連絡調整に関すること。

(9) 工事以外のその他契約（岩見沢市水道事業事案決裁規則（平成 12 年規則第 7 号）別表に定めるもののうち(2)及び(9)から(11)までに限る。）に関すること。

(10) 事業用地の取得等に係る調整に関すること。

(11) 車両の維持及び運行管理に関すること。

(12) 道路及び河川の占用に関すること。

- (13) 用途の認定に関すること。
- (14) 給水及び排水に係る人口並びに戸数の調査に関すること。
- (15) 使用者の異動及び整理に関すること。
- (16) 料金、受益者負担金その他の収益金（以下「料金等」という。）の調定及び徴収に関すること。
- (17) 料金等の未収入金滞納処分（岩見沢市水道事業事案決裁規則別表に定めるもののうち(5)から(8)までに限る。）に関すること。
- (18) 料金等の減免及び精算に関すること。
- (19) 料金の口座振替に関すること。
- (20) 給水装置工事及び排水設備工事申請書の受付に関すること。
- (21) 給水装置工事及び排水設備工事の審査、承認及び検査並びに排水設備の普及指導に関すること。
- (22) 給水装置工事及び排水設備工事台帳の整備及び保管に関すること。
- (23) 給水装置及び排水設備の維持管理の指導に関すること。
- (24) 指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定及び処分並びに指導に関すること。
- (25) 水道メーター（以下「メーター」という。）の整備計画及び維持管理並びに計画取換え等に係る検査に関すること。
- (26) メーター台帳の整備及び保管に関すること。
- (27) 専用水道（工事等に関するものを除く。）に関すること。
- (28) 簡易専用水道に関すること。
- (29) 貯水槽水道の指導及び検査に関すること。
- (30) 除害施設の水質指導及び規制に関すること。
- (31) 水洗便所への改造命令及び資金助成に関すること。
- (32) 水道料金徴収等業務受託者の指導及び監督に関すること。
- (33) 営業及び給排水に係る統計調査に関すること。
- (34) その他営業及び給排水に関すること。
- (35) その他各係に属さないこと。

財務経理係

- (1) 事業経営についての調査及び計画に関すること。

- (2) 予算の編成及び執行計画（岩見沢市水道事業事案決裁規則別表に定めるもののうち(3)、(4)及び(12)に限る。）に関すること。
- (3) 予算の経理に関すること。
- (4) 決算の調整並びに決算及び業務状況の報告に関すること。
- (5) 現金及び有価証券の収入、保管並びに支払に関すること。
- (6) 支出負担行為を証する書類の審査に関すること。
- (7) 物品及び資材の購入並びに資産の取得に係る管理及び処分に関すること。
- (8) たな卸資産の保管及び受払いに関すること。
- (9) 補助金及び企業債に関すること。
- (10) 一時借入金及び資金の運用に関すること。
- (11) 出納検査並びに出納及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- (12) 財務会計に関する統計調査に関すること。
- (13) その他財務会計事務に関すること。

第6条第1項中「管理営業係」を「管理係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

市民環境部	医療年金課	国保係	市民環境部	保険年金課
		医療助成係		
		保険料収納係		
		年金係		

（岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第8条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

健康福祉部	福祉課	児童福祉係	健康福祉部	こども未来課
-------	-----	-------	-------	--------

（岩見沢市水道事業等管理規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第11条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

水道部	業務課	管理営業係	水道部	業務課
		給排水係		